

綾部市建設工事電子納品実施マニュアル

令和 7 年 4 月
綾部市建設部監理課

（マニュアルの適用）

第 1 条

綾部市が実施する工事の電子納品において、統一的な運用を図るため、電子納品実施マニュアルを定める。

（電子納品のスケジュール）

第 2 条

電子納品は、国土交通省において策定された電子納品等実施要領【一般土木、電気、機械】、電子納品等運用ガイドライン【一般土木、電気、機械】、CAD 製図基準、デジタル写真管理情報基準及び京都府電子納品ガイドライン（案）に基づき実施する。その場合、京都府電子納品ガイドライン（案）における京都府は綾部市と読み替える。

その中で、綾部市での電子納品の運用上の課題を抽出し、今後の電子納品スケジュールについて見直しを図ることとする。さらに、試行を通じて、職員や受注者への普及・啓蒙を図ることとする。

なお、現時点での綾部市建設工事の電子納品実施スケジュールは次に示すとおりである。

綾部市建設工事の電子納品スケジュール（金額は契約金額とする）

		令和 7～9 年度	令和 10～11 年度	令和 12 年度
工事	工事写真	実施 (2, 500 万円以上)	実施 (2, 500 万円以上) 試行 (1, 000 万円以上)	実施 (1, 000 万円以上)
	書類等	任意試行	試行 (2, 500 万円以上)	実施 (2, 500 万円以上) 試行 (1, 000 万円以上)
	その他（図面）	任意試行		

※実施状況により、スケジュールが変更する場合があります。

※書類等は、工事関係提出書類一覧表の電子納品フォルダ名欄に記載があるものとする。（出来高図及び工事写真は除く）

（対象工事）

第 3 条

（１）対象工事は、前条に規定する電子納品実施スケジュールのとおりとする。

（２）試行とは、理由等により対象とする電子納品が実施できなくても履行を認めるものであり、実施とは、対象とする電子納品が実施できなければ不履行と判断する。（ただし、監督員との協議

により電子納品の対象外としたものを除く)

- (3) 金額に係わらず受注者から電子納品を実施する申し出等があった場合は、任意試行として本マニュアルに準拠して取り扱うものとする。

(入札時の条件等)

第4条

電子納品対象工事の場合は、本工事が電子納品の対象となることを下記を参考に特記仕様書に記載することとする。また、発注済みの工事を電子納品の対象とする場合は、同様の内容を協議し、実施すること。なお、対象工事において、電子納品が実施できない場合は、速やかに監理課に受注者名、工事名及び実施できない理由を綾部市が定めた事前協議チェックシートにより報告すること。

【工事特記仕様書】

(電子納品の実施及び試行)

- 1 本工事については、電子納品の対象工事であり、完成図書の納品を綾部市建設工事電子納品実施マニュアル(案)に基づき実施しなければならない。
- 2 受注者は、電子納品の実施範囲や電子データの作成方法等について、監督員と工事着手までに事前協議を行い、綾部市が定めた事前協議チェックシートを提出しなければならない。
- 3 電子納品の内容に応じて工事成績評価の加点評価対象とする。
なお、評価対象は以下のとおりとする。
 - ・工事写真(試行及び任意試行)
 - ・書類等(試行及び任意試行)
 - ・図面(試行及び任意試行)
- 4 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。
また、完成図書は、電子媒体で2部、紙媒体で1部提出するものとする。ただし、工事関係提出書類一覧表に基づき工事情報共有システムを利用した書類を電子納品する場合は、電子納品のみで紙提出は不要とする。
- 5 電子納品にはビューアソフトを備えるものとし、電子納品データをビューアソフトにより閲覧が可能でなければならない。電子納品にビューアソフトが無い、若しくは閲覧ができないものは、工事情報共有システムを利用した書類を含め、全ての書類を紙媒体で提出するものとする。

(監督員の役割)

第5条

- (1) 事前協議時に工事の基礎情報等を受注者に通知するとともに、事前協議チェックシートに基づく協議を実施すること。
- (2) 施工計画書において、電子納品の実施方法等の記載(事前協議チェックシートの添付でも良い)があるか確認すること。
- (3) 受注者の電子データの保存方法やバックアップ方法及び電子データの管理項目に従って整理が行われているかを、工事着手後の早い時期に確認し、受注者の電子納品実施体制を把握し、電子納品成果を確実に提出できるよう指導すること。
- (4) 検査前までに、工事成果が事前協議チェックシートに記載のとおり作成されているか確認すること。
- (5) 電子媒体による検査の準備を行うこと。

（工事の完成図書）

第6条

- （1）完成図書は、工事書類一覧表に基づき作成する。なお、電子化に要する費用は受注者の負担とする。
- （2）完成図書については、電子媒体2部、紙媒体1部を提出すること。ただし、工事関係提出書類一覧表に基づき工事情報共有システムを利用した書類を電子納品する場合は、電子納品のみで紙提出は不要とする。
- （3）電子納品にはビューアソフトを備えるものとし、電子納品データをビューアソフトにより閲覧が可能でなければならない。電子納品にビューアソフトが無い、若しくは閲覧ができないものは、工事情報共有システムを利用した書類を含め、全ての書類を紙媒体で提出するものとする。
- （4）打ち合わせ簿等印鑑の必要な書類については、紙媒体の資料のみ押印し、電子データについての押印欄は空白で良い。
- （5）検査で完成図書として不備があれば、修正箇所のわかる紙媒体と修正後の電子媒体の提出を求めることとする。
- （6）なお、京都府電子納品ガイドライン（案）にある工事完成図書納品書の様式については、提出を不要とする。

（完成検査）

第7条

検査は、工事関係書類一覧表に基づき提出された電子媒体及び紙媒体により実施する。検査時は、仮成果（電子媒体1部、紙媒体1部）により受検することとし、検査終了後、速やかに前条第2項で規定する電子媒体を提出すること。

電子媒体で行う検査については、監督員が、事前にウィルスチェック及び綾部市建設工事電子納品実施マニュアル（案）等に基づいているかチェックを実施し、その結果を検査員に報告すること。

なお、検査に必要な機材（パソコン、ディスプレイ等）は、原則、受注者が用意するものとする。また、検査時のパソコン操作は、原則、受注者が行うこととする。

（評価）

第8条

- （1）工事における電子納品試行の評価は、工事成績評定において次のとおり取り扱うものとする。
主任監督員の考査項目の細則「創意工夫」において、次のとおり電子納品の内容に従い加点するものとする。

電子納品の各項目（表1）に応じて加点評価を行い、エラーなしで最大3点の加点、エラーありの場合は評価しない。（写真、書類等、図面を全て電子納品した場合は、最大3点の加点となる）

なお、電子納品以外に関することで評価対象がある場合においても、合計点が7点を超える場合、7点を最大とする。

表1 電子納品の試行評価（主任監督員）

電子納品の項目	評価
写真	1点

書類等	1 点
図面※2	1 点

※1 エラーとは、国土交通省「電子納品チェックシステム」及び綾部市建設工事電子納品実施マニュアル（案）に基づいているかチェックした結果とする。

※2 図面は、事前協議により決定したデータファイル形式で **OTHERS** フォルダに格納するものとする。

- (2) 電子納品対象工事における実施（必須）項目の電子納品については、成績評定における評価は行わないものとする。
- (3) 電子納品実施対象の工事において電子納品を実施しなかった場合は、当該工事は不履行の判断となるため、確実に電子納品するものとする。（ただし、第4条による電子納品が実施できない場合として事前協議チェックシートにより報告をした工事は除く。）